

強度行動障害と虐待防止

～虐待防止の要は障害理解から～

社会福祉法人 旭川荘
川西 大吾

障害者虐待防止法が施行された経緯

2004年 福岡県 知的障害者入所施設

「カリタスの家」虐待事件

- ・ 支援員がボクシンググローブを着け、利用者の顔や腹を殴る
- ・ 利用者に炭やとうがらし、キャラメルのおみ紙などを食べさせる
- ・ 施設長が利用者に沸騰したコーヒーを無理やり飲ませ、火傷を負わす
- ・ パニックになった利用者を寝袋に入れ、一晩中放置する
- ・ 利用者の預金900万円を無断で施設改築費用に流用する

10名以上の利用者が人権侵害に関わる虐待を日常的に受けていた
他の支援員から「人間扱いされていなかった」との証言もあった

虐待防止法の発足した経緯

2004年「カリタスの家」虐待事件を受け

⇒制度を持って、障害のある人達の人権、生命、健康を守る必要がある。

平成24年10月 障害者虐待防止法 施行

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。

- ①養護者による障害者虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③使用者による障害者虐待

3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)

- ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
- ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
- ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
- ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
- ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

虐待とは、その人の「希望」を奪う行為

平成29年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）

○平成24年10月1日に障害者虐待防止法施行（養護者、施設等職員、使用者による虐待）
 →平成29年度における養護者、施設職員等による虐待の状況について、都道府県経由で調査を実施。

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待	使用者による障害者虐待		
			（参考）都道府県労働局の対応		
市区町村等への 相談・通報件数	4,649件 (4,606件)	2,347件 (2,115件)	691件 (745件)	虐待判断 件数 (事業所数)	597件 (581件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,557件 (1,538件)	464件 (401件)	/		
被虐待者数	1,570人 (1,554人)	666人 (672人)			被虐待者数

【調査結果（全体像）】

- ・ 上記は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。カッコ内については、前回の調査結果（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）のもの。
- ・ 都道府県労働局の対応については、平成30年8月雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。

なぜ虐待は起きるのか

① 支援者の正義感・使命感

- ・自分は正しいことをしている
- ・その人のため
- ・他の人を守るため

② 利用者に対する過剰な期待感

- ・「せっかくやってあげたのに」
- ・「信じてたのに裏切られた」という心理状態

③ 支援の行き詰まり

- ・直接的・間接的な恐怖心
- ・もう、どう支援してよいか分からない(支援者としての自信喪失)



真面目に努力しても思うような結果に結びつかない

なぜ虐待は起きるのか

支援者の、、

利用者への良かれと思って行った行為

気持ちの余裕の無さ

自信（自己肯定感）の低さ

利用者本人の特性理解とそれに基づいた支援が必要



理解の広がりがある自信と余裕を生む

障がい特性の理解

言葉や行動には必ず理由（原因・目的）がある

私たちとは違った物の見え方、捉え方、感じ方
(障害特性の理解)

私たちが気づかないくらい些細なことでも、その人にとっては自分自身の努力ではどうしようもない次元で起こってしまう衝動的な感情、行動

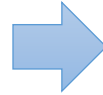


「理 解」と「気 づ き」

障害特性の理解 (例)

何度も同じ事を
繰り返し聞いてくる

うるさい！
しつこい！



「何度も同じ事を聞かない！」
「さっき答えました！！」
「人に嫌われるよ！！」

耳から入る情報が
理解しにくい
記憶に残りにくい



視覚的な
情報提供

安心・納得
できていない



それがいつあるの
か伝える
(見通しを持つ)

やりとり自体が
楽しく、何度繰り返しても飽きない



安心・納得の
フレーズ
(スイッチ)



終わりを伝える
(本人の理解できる方法で)

障がい特性の理解⇒本人を理解する上で無視できない要素

- ・ 本人の困り感や苦しみが理解できる
⇒ 「理解」が怒りの感情を表出しにくくする
- ・ 「何で?!」という気持ち
「ひょっとして」「なるほど!」に変わる
⇒ 「どうすれば良いか」を考えられる



お互いのストレス減
虐待のない支援

プラスαの
支援

私の目の前の利用者さんへ

- ・その利用者さんは、どのような人生を歩んできたのでしょうか？
- ・その利用者さんの名前は、
ご両親がどのような願いを込めてつけられたのでしょうか？
- ・その利用者さんの背景には
どれだけの人の想いが詰まっているのでしょうか？

まとめ

- ・障がい特性の理解⇒本人を理解する上で無視できない要素
(その人の不安、混乱の原因や、その人の強みを知るうえで必要な知識)

- ・その利用者さんの背景を見る

(育ってきた歴史、両親の思い、携わってきた人たちの思い)

- ・チームとして虐待防止に取り組む

(完璧な人間、完璧な支援方法はない。みんなが「我がごと」として取り組む)

最後に

私達、支援者は、虐待をしないことを目的にこの仕事を続けているわけではありません。

虐待をしないためだけを目的に、この仕事を選んだわけでもありません。

障害のある人達一人ひとりが、自己実現に向けて豊かな人生を歩んでいくための手伝いをしていくことが、私達の仕事の本質ではないかと思えます。

しかし、「虐待」という言葉を過剰に捉えすぎ、「何事もないことが成功」「無難に一日が過ぎていってほしい」「余計なことをしてリスクを背負うくらいなら何もしないほうが得」という考えを持つ支援者が増えていくとしたら、利用者さんの豊かな人生を創りだすことは不可能になってしまいますし、この業界の未来はないと言っても過言ではありません。

完璧な人がいないように、完璧な支援方法もありません。頑張っても頑張っても、「完璧な結果」にたどり着くことは難しいかもしれません。しかし、目標を掲げ、一步一步それに向かって歩いていく努力はあきらめてはいけないと思えます。

一人で悩むのではなく、一人で抱え込むのではなく、チーム一人ひとりが生じた課題を我がごととして捉え、「今できること」「自分ができること」を考え、協力し合いながら、未来に向かうチャレンジを続けて欲しいと願います。